

注釈一覧(市町村別)

アンケート回答の空欄の部分は、次のような理由で空欄になっています。未確定、不明、抽出不可、統計がない、未調査、未実施である、制度がない、施設がない、集計中、後日回答しますなど。

1 川口市	2、国保制度 ②特定健診 胸部レントゲン、肺がん検診に一本化。 2019年検診受診率は、R2.3.26現在。 6、障害者福祉 ②精神障害者保健福祉手帳交付件数は、R2.3.1現在。
2 蕨市	2、国保②2019年度受診率はR2.4.14現在。 6. 障害者①身体②精神③知的障害者手帳交付数は、H31.3.31現在 ①※障害者雇用数と雇用率は、令和元年12月20日現在です。
3 戸田市	3、障害者医療費および子ども医療費助成 ①重度心身障害者医療の公費負担制度 入院時食事代補助の全額補助。ただし精神疾患に係る費用は対象外
4 朝霞市	【特別障害者控除に該当する 介護保険法要介護認定区分】 要支援2及び要介護度1～5 (認定調査又は、主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がB1～C2、又は、認知症高齢者の日常生活自立度がIV又はMに該当する者)
6 和光市	2、国保 ④世帯ごとの加入者数は(2019.8.16現在)
7 新座市	2. 国保 2、国保制度 ⑩2019年滞納処分の停止実施状況 2019年滞納処分の停止実施状況については、国民健康保険税のみではなく、市税の集計値。
8 富士見市	5. 介護⑤利用料自己負担割合別被保険者数 ※令和元年度当初発送時
9ふじみ野市	5、介護保険制度⑭介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況 (1)訪問型サービスの実施 3)住民主体によるサービス(訪問型B)について、単価設定は無く、1回あたり自己負担300円(1時間あたり) ⑭介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況 (2)通所型サービスの実施 3)住民主体によるサービス(通所型B)の単価設定、利用者負担割合について、単価設定は無く、1回あたり自己負担300円(食事あり)又は100円(食事なし) 6. 障害 ①身体障害者手帳交付数 ※H31.3.31現在 ⑤障害者施設支給決定者 合計人数は※R1.12.31現在 ⑧グループホーム支給決定者※R1.12.31現在
11春日部市	2、国保制度 ⑭保険税の減免実施状況は、条例等減免・軽減申請世帯数、同実施世帯数を回答しています。 5. 介護 ⑦ 2号被保険者の要支援者の数、要介護者の数 ※ 106(第1号被保険者・R2年2月末現在) ⑫定期巡回・随時対応型サービスの事業所等 提供された実人数はR2年3月末の数値 6・障害②精神障害者保健福祉手帳交付件数は R2. 2月末現在 ⑤障害者施設支給決定者はEUC2020.3月月別決定情報より ⑩ショートステイ利用状況の年間延べ利用人数はEUC2018.4.1～2019.3.31自立支援実績集計より
12草加市	2. 国保「④世帯別加入者数」と「⑤所得階層別世帯数」は、データ抽出日の関係で合計が「①国保加入世帯数」とずれています。 ⑧国保会計 県からの支出金について。草加市では繰入金を計上しているため、特別交付金は科目存置となっています。 5. 介護 ⑭介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況 2)緩和した基準によるサービス(訪問型A)の利用者負担の割合は、20分未満1000円。 3)住民主体によるサービス(訪問型B)の利用者負担割合は、運営費用に対して補助金。 7、子育て支援 ①公立保育所の数と定数、公立保育所2019年は19園(18園分園)、2020年は19園(18園1分園)。 ③民間認可保育所の数の2019/4/1は、20園(18園2分園)、2020/4/1は21園(18園2分園)。
13越谷市	5. 介護⑭介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況 3)住民主体によるサービス(訪問型B)の利用者負担割合は、実施団体ごとに設定
14 八潮市	2、国保制度 ②特定健診 自己負担について ※前年度非課税世帯、40歳到達者は無料
15三郷市	2、国保制度 ⑧滞納による単独財産差押え状況 その他の財産 15件あり
17松伏町	【②子ども医療助成制度(1)助成対象 (2)支給要件 市税等】完納要件は悪質滞納者に対する要件あり
18さいたま市	2、国保制度 ②特定健診について 2019年度受診率はR2.3.26暫定 6、障害者福祉 ①当該自治体職員の障害者雇用者数と雇用率は、2019年12月1日現在

18さいたま市	5、介護保険制度 ⑭介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況 (2)通所型サービスの実施 1) 現行相当サービス事業所数、2) 緩和した基準によるサービス(通所型A)の事業所数は、46(運動型27、交流型19)
19鴻巣市	6、障害者福祉 ⑪当該自治体職員の障害者雇用者数と雇用率 2019年6月1日現在
20上尾市	5、介護保険制度⑤利用料自己負担割合別被保険者数、⑥ 1号被保険者の要支援者の数、要介護者の数、⑦ 2号被保険者の要支援者の数、要介護者の数は、R2.3.1時点(R2.3月末時点の人数確定が5月のため) ⑪特別養護老人ホーム待機者は、R1.10.1時点(年1回の県調査の回答時点に準拠。これ以外の時点データなし) ⑫定期巡回・随時対応型サービスの事業所等は、R2.3.1時点(R2.3月中のデータ確定が5月のため) ⑭介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況の単価設定は、事業内容等の違いから事業所独自で決定しているため、統一割合や平均値が存在しない。
	6、障害者福祉 ⑪当該自治体職員の障害者雇用者数と雇用率は、2019年4月1日 ⑫福祉タクシー券の制度はないが、1年間6,000円の燃料費助成あり。
22北本市	【普通障害者控除に該当する 介護保険法要介護認定区分】 要介護Ⅱ以上で要介護認定調査票等の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ～Ⅳに該当すること。ただし、特別障害者に該当する場合を除く。 要介護Ⅲ以上で要介護認定調査票等の障害高齢者の日常生活自立度がA～Cに該当すること。ただし、特別障害者に該当する場合を除く。 【特別障害者控除に該当する 介護保険法要介護認定区分】 要介護3以上で要介護認定調査票等の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢからⅣに該当すること。 要介護3以上で要介護認定調査票等の障害高齢者の日常生活自立度がB又はCに該当すること。 要介護認定調査票等の障害高齢者の日常生活自立度がB又はC(その状態が6ヶ月以上継続していると見込まれること)に該当すること。
24 川越市	【特別障害者控除に該当する 介護保険法要介護認定区分】 1. 要介護4・5の方 2. 要介護1～3で参照主治医意見書または認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準がB1～C2、または認知症高齢者の日常生活自立度判定基準がⅣ～Ⅳのどちらか一方又は両方に該当する方。
26坂戸市	5、介護 ⑦ 2号被保険者の要支援者の数、要介護者の数は0(第1号被保険者の総合事業対象者は99名) ⑭介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況 3)住民主体によるサービス(訪問型B)の単価設定は、各団体の規定による。利用者負担割合は、費用負担は各団体の規定による。 【普通障害者控除に該当する 介護保険法要介護認定区分】 認定基準は次のとおりである。 ①障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準においてランクAの者 ②認知症高齢者の日常生活自立度判定基準においてランクⅡ及びⅢの者 【特別障害者控除に該当する 介護保険法要介護認定区分】 認定基準は次のとおりである。 ①障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準においてランクB及びCの者 ②認知症高齢者の日常生活自立度判定基準においてランクⅣ及びⅣの者
27鶴ヶ島市	【普通障害者控除に該当する 介護保険法要介護認定区分】 要介護1以上で以下のいずれかに該当 ・障害高齢者自立度がA ・認知症高齢者自立度がⅡ～Ⅲ] 【特別障害者控除に該当する 介護保険法要介護認定区分】 要介護1以上で以下のいずれかに該当 ・障害高齢者自立度がB～C ・認知症高齢者自立度がⅣ～Ⅳ
29越生町	⑭介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況 3)住民主体によるサービス(訪問型B)の利用者割合は、600円に対して400円補助。
32小川町	2、国保制度 ⑧滞納による単独財産差押え状況、その他として家賃1件あります
33飯能市	2. 国保制度 ⑫特定健診 2019年度受診率%は、2020.3.31現在 子育て支援 ⑨障害児加算は、障害の程度による加配
38所沢市	1、市町村人口は1は2020/3/31現在。 2、国保制度 ⑤所得階層別世帯数は、2019/6/30現在。⑫特定検診2019年度受診率は2020/3/26現在。

38所沢市	<p>4. 後期 ②滞納者の実数は資格喪失者を含む。</p> <p>5、介護 ①第1号被保険者数は2020年1/31現在。⑤利用料自己負担割合別被保険者数は2020/1/31現在 ⑦2号被保険者の要支援者の数、要介護者の数は2020/1/31現在。⑧ 要介護認定更新の区分変更の結果は2020/2/29現在。⑫定期巡回・随時対応型サービスの事業所等は2020/1/31現在。</p> <p>6、障害者福祉 ⑩当該自治体職員の障害者雇用者数と雇用率は2019/6/1現在</p>
41入間市	<p>【特別障害者控除に該当する 介護保険法要介護認定区分】 ①介護保険法により要介護4及び要介護5認定された者 ②介護保険法により要介護1、要介護2又は要介護3に認定された者のうち、法第27条第2又は第6項に規定する調査による調査表、若しくは主治の医師の意見書の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がB1からC2までに該当する者又は認知症高齢者の日常生活自立度がIV又はMに該当する者</p> <p>6、障害者①身体障害者手帳交付は、令和2年3月31日時点の在住者、住登外者を抽出。 ④障害者支援施設は、障害者施設⇒障害者支援施設として計上。県HP:3/4時点情報等。 ⑤障害者施設支給決定者は、対象月:令和2年3月。⑥市内グループホームは県HP:3/4時点情報 ⑧グループホーム支給決定者は対象月:令和2年3月。⑩ショートステイ利用状況は、対象:平成30年4月～平成31年3月分提供までの実績。 ⑪当該自治体職員の障害者雇用者数と雇用率は2019年6月1日現在)。</p>
46久喜市	<p>【普通障害者控除に該当する 介護保険法要介護認定区分】 知的障害者(軽度・中度)に準ずる→介護保険の要介護1、2の認定を受けている者で、認定基準日において有効である主治医意見書に記載されている「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の者 身体障害者(3級～6級)に準ずる→介護保険の要介護1、2の認定を受けている者で、上記以外の者</p> <p>【特別障害者控除に該当する 介護保険法要介護認定区分】 知的障害者(重度)に準ずる→介護保険の要介護3、4、5の認定を受けている者で、認定基準日において有効である主治医意見書に記載されている「認知症高齢者の日常生活自立度」がIV以上の者 身体障害者(1級～2級)に準ずる→介護保険の要介護3、4、5の認定を受けている者で、上記以外の者 寝たきり高齢者→常に就床を要し、複雑な介護を要する者</p>
52熊谷市	<p>3、障害者医療費および子ども医療費助成②子ども医療助成制度(3)子ども入院時食事代の全額補助は高校生を除く</p>
57上里町	<p>3、障害者医療費および子ども医療費助成 ①重度心身障害者医療の公費負担制度 入院時食事代補助の全額補助は高3まで。</p>

